

今からでも
使える！

廃止前にマイナ保険証を作って 利用しましょう！

令和6年12月2日に健康保険証は廃止され、**マイナ保険証**による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります。

◆マイナ保険証とは

- マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものです。
- 登録がお済みであれば現時点でもご利用いただけます。
- 入院など、医療費が高額になる際に必要な**限度額適用認定証の発行手続きが不要**となります。
- 70歳以上の方の**高齢受給者証の提示が不要**となります。
- 就職や転職後の被保険者証の切り替え・更新が不要となります。

◆マイナ保険証の作成方法

(1) マイナンバーカードを作成する

＜申請方法（以下いずれか）＞

- A.オンラインで申請する（パソコン・スマホから）
- B.郵便で申請する
- C.まちなかの証明写真機から申請する



(2) マイナンバーカードを健康保険証として登録

＜登録方法（以下いずれか）＞

- おすすめ**
- A.医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
 - B.「マイナポータル」（スマホ）から行う
 - C.セブン銀行ATMから行う

セブン銀行のATMでも
申込ができるようになりました！



◆実際に医療機関の窓口でマイナ保険証で受診してみましよう

1

受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



2

本人確認

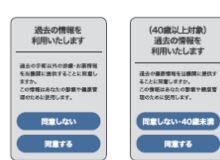
顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。



3

同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。



※高齢受給者証などで利用される方は、続けて顔・指紋を登録する必要があります。

4

受付完了



カードを忘れずに！

（厚生労働省、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会ポスターより）

＜参考＞

マイナンバーカードの健康保険証利用方法（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html